

★司法に異議あり

5・12共同親権訴訟上告審集会

2019年、子どもと引き離された親たち12人は、現行単独親権民法の違法性を問うて、立法不作為の違憲訴訟を提起しました。

1月25日の東京高裁判決は婚姻外の「差別的取り扱いは合理的」とした地裁判決を踏襲する不当判決でした。一方で、並行して行われていたもう一つの国賠訴訟「自然的親子権訴訟」では、高裁の判決文に、この自然的親子関係に人格的利益があることが盛り込まれています。共同親権訴訟（養育権侵害訴訟）の養育権も、自然的親子権も、海外では親の権利として憲法や法律、判例等で認められています。

2つの訴訟とも、親の権利が憲法13条の幸福追求権に由来するものとして主張しています。教育権を憲法上の権利としてきた最高裁の判断が注目されます。親による子どもの保護は義務であるとともに、子どもといることで親が親として成長することは喜びです。訴訟は、立法とそれに基づく司法運用による侵害への権利回復の試みです。

日本にも戦後一時期婚姻内外問わず父母の共同親権の時代がありました（日本国憲法の施行に伴う民法の応急的に措置に関する法律）。

にもかかわらず、国は法律婚優位のイエ（氏）に妥協した民法を77年間維持し、司法は憲法違反の法運用で親子を引き裂いてきました。それを踏襲した改正法案を今また国は通そうとしています。司法に反省させ、蛮行をやめさせるため、私たちは最高裁での権利回復を求めます。

「法を私たちの手に」するために、今一度ご参集を。



■日時 2024年5月12日(日・母の日)13:30~16:45

(総会 13:30~14:10 集会 14:20~16:45)

■中央区築地社会教育会館 (東京都中央区築地四丁目15番1号)

「東銀座駅」6番出口徒歩5分、「築地市場駅」A1番出口徒歩5分

■参加費 1000円

□内容

サイコーな論点 (上告理由書解説) 弁護団から

討論「結婚と共同親権 私たちの到達点」

お話 濱野健さん

(プロフィール・北九州大学文学部教授、オーストラリア留学後国際結婚における文化と社会の関係について研究し、共同親権についても発言してきた)

つむぎまどか (ちゃんと共同親権、ライター)

宗像 充 (共同親権訴訟原告、ライター) ほかアピール

最高裁前(西門)街頭アピール

4月15日(月) 12:00~

5月13日(月) 12:00~

主催 共同親権運動・国家賠償請求訴訟を進める会

TEL 0265-39-2116 メール kkokubai_contact@k-kokubai.jp